

# 千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会実施要綱

(趣旨)

第1条 本県におけるアレルギー疾患対策を推進するため、千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会は、次の事項に係る本県のアレルギー疾患対策に対する助言等の支援や事業評価を行う。

- (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及に関すること
- (2) アレルギー疾患の重症化予防及び症状の軽減に係る生活環境の改善に関すること
- (3) 専門的な知識及び技能を有する医師その他医療従事者の育成に関すること
- (4) 医療機関の整備等に関すること
- (5) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に関すること
- (6) アレルギー疾患に関する調査及び研究に関すること
- (7) その他必要な事項に関すること

(委員)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる構成団体の委員をもって構成する。

- 2 構成団体は、その役員又は職員の中から、委員を推薦するものとする。
- 3 委員は止むを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。
- 4 協議事項に応じて別表に掲げる者以外の者を出席させることができる。

(開催等)

第4条 連絡協議会は事務局が招集する。

- 2 連絡協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置き、連絡協議会の運営は、会長が座長となって行う。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、県健康福祉部疾病対策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 連絡協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。

別表（第3条）

区分	構成団体名
アレルギー疾患医療拠点病院（医師）	アレルギー疾患医療拠点病院
アレルギー疾患医療拠点病院 （アレルギー疾患医療コーディネーター）	アレルギー疾患医療拠点病院
アレルギー疾患診療 内科（専門医）	日本アレルギー学会専門医が在籍する病院
アレルギー疾患診療 小児科（専門医）	日本アレルギー学会専門医が在籍する病院
アレルギー疾患診療 耳鼻咽喉科（専門医）	日本アレルギー学会専門医が在籍する病院
アレルギー疾患診療 皮膚科（専門医）	日本アレルギー学会専門医が在籍する病院
アレルギー疾患診療 診療所（専門医）	日本アレルギー学会専門医が在籍する診療所
医師会	公益社団法人 千葉県医師会
歯科医師会	一般社団法人 千葉県歯科医師会
薬剤師会	一般社団法人 千葉県薬剤師会
看護協会	公益社団法人 千葉県看護協会
栄養士会	公益社団法人 千葉県栄養士会
患者、家族会	特定非営利活動法人 千葉アレルギーネットワーク
幼稚園	一般社団法人 全千葉県私立幼稚園連合会
保育所	千葉県保育協議会
市町村関係	千葉県市町村保健活動連絡協議会
教育関係	千葉県養護教諭会
保健所	千葉県保健所長会
有識者	有識者